第六条の二の二中「第十七条の二第三項」を「第十七条の二第五項」に改める。

第六条の三第一号中「第十七条の三第一項第一号に掲げる」を「第十七条の三第一号に掲げる」に改め、同号ロ(1)中「第十七条の三第一項第一号」を「第十七条の三第一号」に、「同法第二十二条第一項」を「同項」に改め、同条第二号中「第十七条の三第二号」を「第十七条の三第二号」に改める。

第六条の三の三第一号中「第十七条の三の三第一項第一号に掲げる」を「第十七条の三の三第一号に掲げる」に改め、同号ロ(1)中「第十七条の三の三第一項第一号」を「第十七条の三の三第一号」に、「同法第二十二条第一項」を「同項」に改め、同条第二号中「第十七条の三の三第二号」を「第十七条の三の三第二号」に改める。

第七条第二項第一号中「代表者」の下に「（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。）」を「（氏名」の下に「（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあっては、代表者及び同法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下この条において同じ。）」を加え、「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を「（当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改め、同条第四項第二号及び第五項第二号中「被現物出資法人（」の下に「以下この号、」を、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第九条の二の二中「第二十二条の二第五項」を「第二十二条の二第六項」に改める。

第十四条の二第六項第一号に次のように加える。

令第二十九条の二第四項第六号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

令第二十九条の二第四項第七号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

令第二十九条の二第四項第八号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

第十四条の二第六項第二号中「ホまで」を「チまで」に改め、同条第七項第三号イ中「前項第一号ホ」を「前項第一号チ」に改め、同条第九項中「第十二項」を「第十二項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、同号イ又はロのいずれかに定める金額」を「又は同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」に改め、同号イ(v)を次のように改める。

(v)　その他参考となるべき事項

第十四条の二第十二項第一号イ(5)を削り、同号イ(6)中「(7)に」を「(6)に」に改め、同号イ(6)を同号イ(5)とし、同号イ(5)の次に次のように加える。

(6)　当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約書その他の書類で当該住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i)　当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合　当該新築又は取得をした住宅用の家屋について令第二十九条の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該住宅用家屋の新築又は取得に係る契約の締結をした年月日

(ii)　当該住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合　当該新築又は取得に係る対価の額又は費用の額並びにこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

第十四条の二第十二項第一号イ(7)を削り、同号ロ(1)中「(5)を除く。)」を削り、同号ロ(3)中「及び当該住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(5)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号ハ(1)中「イ(1)から(4)まで及び(7)に掲げる」を「イ(5)を除く。)に定める」に改め、同号ハ(4)中「及び(6)」を削り、同号イ(2)を削り、同号イ(3)中「(4)に」を「(3)に」に改め、同号イ(2)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書その他の書類で当該既存住宅用家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i)　当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合　当該取得をした既存住宅用家屋を令第二十九条の二第六項各号に掲げる者以外の者から取得をしたこと及び当該既存住宅用家屋の取得に係る契約の締結をした年月日

(ii)　当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合　当該既存住宅用家屋の取得に係る対価の額並びに当該対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

第十四条の二第十二項第二号イ(4)を削り、同号ロ(1)中「(2)を除く。)」を削り、同号ロ(3)中「及び当該既存住宅用家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる住民票の写しを適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同項第三号イ(2)を削り、同号イ(3)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　当該増改築対象家屋の増改築等に係る工事の請負契約書その他の書類で当該増改築対象家屋の次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を明らかにするもの又はその写し

(i)　当該増改築対象家屋が法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅用の家屋である場合　当該増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含む。）が令第二十九条の二第六項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づくものであること、当該増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、当該増改築等に係る工事が完了した年月日（以下この号において「工事完了年月日」という。）並びに当該増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細（以下この号において「工事費用の額等」という。）

(ii)　当該増改築対象家屋が法第三十八条の二第二項第七号に規定する住宅用の家屋である場合　(i)に定める事項、当該増改築等に係る工事に要する費用の額並びに当該費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額

第十四条の二第十二項第三号イ(4)及び同号イ(5)を削り、同号ロ(1)中「(2)を除く。)」を削り、同号ロ(3)中「及び当該増改築対象家屋を居住の用に供したときは遅滞なくイ(2)に掲げる書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出すること」を削り、同号ハ(1)中「(5)に」を「(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）に」に改め、同号ハ(4)中「から(4)まで」を「(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）並びに平成二十七年旧規則第十四条の二第十二項第三号イ(2)」と、「及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）」とあるのは「及び第十四条の二第十二項第二号イ(4)」とする。

17　第十三項及び前二項の規定は、令第二十九条の三第二十二項において同条第十九項及び第二十一項の規定を準用する場合について準用する。

第十四条の三第十七項を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の三第二項の改正規定及び第七条第二項第一号の改正規定（「代表者」の下に「（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。）」を加える部分を除く。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合における新法第三十八条の二第十項に規定する申告書に添付する書類については、改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第十四条の二第十二項（第一号イ(5)、ロ(3)及びハ(4)、第二号イ(2)、ロ(3)及びハ(1)(i)並びに第三号イ(2)、ロ(3)及びハ(4)に係る部分に限る。）及び第十三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十四条の二第十二項第一号ロ(3)中「イ(5)」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（以下「平成二十七年旧規則」という。）第十四条の二第十二項第一号イ(5)」と、同号ハ(4)中「及び(6)」とあるのは「及び平成二十七年旧規則第十四条の二第十二項第一号イ(5)」と、同項第二号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは「平成二十七年旧規則第十四条の二第十二項第一号イ(2)」と、同号ハ(1)(i)中「書類」とあるのは「書類及び平成二十七年旧規則第十四条の二第十二項第二号イ(2)に掲げる書類」と、同項第三号ロ(3)中「イ(2)」とあるのは「平成二十七年旧規則第十四条の二第十二項第三号イ(2)」と、同号ハ(4)中「から(4)まで」とあるのは「及び(3)（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）並びに平成二十七年旧規則第十四条の二第十二項第三号イ(2)」とする。